

## 4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託に係る 企画提案公募要領

### 1 趣旨

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーミル・イニシアチブ（土壌中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的な取り組み）に参画し、果樹王国やまなしの特徴を活かし、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壌中に貯留するなどの取り組みを行っている。

令和3年5月に本県独自の認証制度を創設し、認証取得した農産物を4パーミル・イニシアチブ農産物（以下、「認証農産物」という。）として、消費者への認知度向上に取り組み、ブランド力を強化する必要がある。

このため、消費者（特に、環境問題に感心の高いエシカル消費層を主なターゲットとして）への認知度向上のためのプロモーションを実施することにより、認証農産物のブランド力の強化を図るとともに、認証農産物の販売促進を図ることを目的とする。

### 2 企画提案を求める業務の概要

#### (1) 業務名

4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託

#### (2) 委託業務の内容

別紙4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務仕様書（以下「仕様書」という。）』に定める。

#### (3) 予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金4,209,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

#### (4) 業務実施期間

契約締結の日から令和4年11月30日（水）まで

#### (5) 事業の流れ

##### ア 委託業務の詳細協議

契約締結後、採用された企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し決定する。

##### イ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

### 3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす業務とする。

- (1) 本件業務に類似する業務実績や専門知識を有していること。

- (2) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
- (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

#### 4 委託事業者決定までの日程

日時	内容
令和4年3月24日（木）	募集開始
令和4年4月1日（金）17:00	質問受付期限
令和4年4月12日（火）17:00	企画提案書提出期限
令和4年4月15日（金）予定	企画提案プレゼンテーション審査（予定）
令和4年4月18日（月）以降	採択通知・契約締結・業務着手（予定）

#### 5 企画提案応募等に関する書類の提出等

##### (1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）  
 山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当  
 電話 055-223-1602  
 電子メールアドレス [nou-han@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:nou-han@pref.yamanashi.lg.jp)

#### 6 企画提案の提出と審査

##### (1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、企画提案に関する質問書（様式1）により受け付ける。

受付期限 令和4年4月1日（金）17:00必着

質問方法 電子メール（電子メール送信後、「10 本件に関する問い合わせ先」に記載されている電話番号に電話し、メールの着信を確認すること。）

電子メールの件名には「4パーミル・イニシアチブ農産物プロモ-

- シヨン業務企画提案質問」と記すこと。
- 回答方法 回答は、山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。  
回答は令和4年4月5日（火）までに行う。
- その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないことがある。

## (2) 企画提案書類等の提出

### ア 企画提案書類等

- ①企画提案書かがみ（様式2）
- ②企画提案審査書類（企画提案応募者は、次の書類を順に、レール式クリアホルダー等にまとめ、5部提出すること。）
  - ・4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務に係る企画提案書（様式2-1）
  - ・企画提案書
  - ・財務諸表（直近2期分の損益計算書及び貸借対照表）
  - ・見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ③企画提案審査書類控え（企画提案応募者は、次の書類を順に、レール式クリアホルダー等にまとめ、5部提出すること。）
  - ・4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務に係る企画提案書（様式2-2）
  - ・企画提案書
  - ・財務諸表（直近2期分の損益計算書及び貸借対照表）
  - ・見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ④誓約書（様式2-3）
- ⑤税完納証明書（企画提案応募者は、次の書類を各1部提出すること。）
  - 国税の納税証明書（納税証明書「その3の3」）
  - 都道府県税の納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）
- ⑥会社概要（企画提案者は、任意様式で1部提出すること。）

### イ 企画提案書類の提出方法・提出期限等

- ①提出方法 送付又は持参
- ②提出期限 令和4年4月12日（火）17:00必着
- ③提出場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）  
山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当

※持参の場合の受付は、平日の10:00から17:00とする。

平日とは、山梨県の休日を守る条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

## ウ 企画提案書の留意点

- ・企画提案者は、審査基準に基づいた提案をすること。
- ・審査会は、企画提案書がどの企画提案応募者のものかが審査員にわからないようにして運営すること。
- ・企画提案者の特定につながる内容は記載しないこと。

### 具体的な例

「自社が運営する情報サイト〇〇を使用する。」など、企画提案者の特定につながるため、記載しないでください。

「情報サイト〇〇を使用する。」、「自社が運営する情報サイトを使用する。」などは、企画提案者の特定につながらないため可とします。

- ・企画提案者の企業ロゴマークも記載しないでください。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、企画提案は無効とする。
- ・この要領に定める手続きに適合しない場合は無効とする。
- ・企画提案審査書類のフォントや書式は自由に設定が可能とする。
- ・企画提案書類の用紙サイズはA 4版とすること。
- ・プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。

## (3) 選定方法等

- ①日 時 「4 委託事業者決定までの日程」のとおりとし、時刻については企画提案応募者にメールで通知する。
- ②場 所 企画提案応募者にメールで通知する。
- ③方 法 審査委員が別添「4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」に基づいて、応募者によるプレゼンテーション及び企画提案審査書類をもとに審査する。  
審査委員が、応募者に対して質問した場合は、その場で回答すること。
- ④審査時間 プレゼンテーション20分、質疑応答10分  
※審査時間内に、プレゼンテーション及び企画提案審査書類の審査を行うので、審査書類に基づいたプレゼンテーションを行うこと。
- ⑤審査書類 事前に提出のあった企画提案書及び見積書
- ⑥その他 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。  
第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

## (4) 選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者には審査結果を個別に通知する。

## 7 選定結果の効力発生について

- ・ 本件4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務は、山梨県の令和4年度予算において、国の地方創生推進交付金を財源として実施することを予定しているものである。
- ・ 本件公募は、令和4年4月1日の令和4年度予算発効後、速やかに事業に着手できるようにするため、事前に手続きを行うものである。
- ・ 本件企画提案公募による選定結果は、令和4年度予算が発効した時点で効力を生ずるものとする。
- ・ また、地方創生推進交付金の交付決定の状況及び令和4年度予算の成立状況により、公募内容が変更又は廃止となることがある。

## 8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持すること。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (3) 山梨県財務規則第109条の2に該当する場合には、契約保証金は免除します。

## 9 その他

### (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 提出書類の取り扱い

- ① 提案内容に含まれる著作権や肖像権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案応募者が負うものとする。
- ② 提出書類は返却しない。

### (3) 企画提案応募に関する費用負担

- ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて応募者自身の負担とする。
- ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。

### (4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

### (5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者を選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。

## 10 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1602

電子メールアドレス [nou-han@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:nou-han@pref.yamanashi.lg.jp)